

西有田県立自然公園

指 定 書

及 び

公 園 計 画 書

[変 更 後]

(案)

令和●年●月●日

和 歌 山 県

西有田県立自然公園

指 定 書

令和●年●月●日

和 歌 山 県

目次

1	指定理由	1
2	地域の概要	2
(1)	景観の特性	2
ア	地形、地質	2
イ	植生	2
ウ	動物	2
(2)	利用の現況	3
(3)	社会経済的背景	4
ア	土地所有別	4
イ	人口及び産業	4
ウ	権利制限関係	4
3	公園区域	5

1 指定理由

「西有田県立自然公園」は、有田川河口の宮崎ノ鼻を北端とし、広川町西広の浜までを含む、典型的なリアス海岸を形成する自然海岸を区域の中心とする。連続したリアス海岸と鷹島、^{たかしま}荻藻島、^{かるもじま}毛無島等の島々からなる内湾景観を特色とし、岩礁の間には砂浜も点在する。

高田海岸や西広海岸等の優れた海岸地形景観（海食崖、海食台、砂浜）を呈しており、植生としては、大部分をクロマツ、ウバメガシ等を主とする常緑広葉樹の二次林が占める中、和歌山県レッドデータブック（2012年、以下「県RDB」という。）で貴重な植物群落に選定されている宮崎ノ鼻の海岸植生（ウバメガシ群落、キキョウラン群落）や鷹島のスタジイ林のほか、トベラーウバメガシ林（海岸自然植生）などの優れた植物群落が見みられる。

このようにこれらの地域には、保全すべき傑出した自然地形や貴重な植物群落等の優れた自然景観が存在し、自然公園として適正な自然ふれあい利用を一体として促進していく必要があることから、これらの地域を県立自然公園として保護と利用を図ることとする。

2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア 地形、地質

この地域の地形は、有田川河口の宮崎ノ鼻から広川町西広の浜までの海岸線は、大部分が連続した自然海岸地形になっていて、本公園の特徴である海食崖や砂浜が際立って優れた海岸景観を呈している。また、鷹島等の島しょ景観も優れている。

特筆すべき地形としては、県 RDB で貴重な地形に選定されている男浦・宮崎鼻・高田海岸や和歌山の朝日・夕陽 100 選に選ばれている西広海岸が優れた海岸地形景観を呈している。

地質的には秩父累帯の先白亜系の砂岩、頁岩、チャート、緑色岩類等からなり、三畳紀コノドントやジュラ紀放射散虫を産出する。中でも^{たたきざき}端崎周辺は多くの化石が発見される。

イ 植生

この地域内の植生は、海岸線部にはクロマツ、ウバメガシ、トベラを主とする常緑広葉樹の自然林や二次林が主となり、その内陸側には果樹園が分布している。その他面積は小さいが、シイやカシ自然林も見られる。

海岸部のウバメガシ自然林は、和歌山県を代表する貴重な植生である。

その他の貴重な群落としては、県 RDB で貴重な植物群落に選定されている宮崎ノ鼻の海岸植生（ウバメガシ群落、キキョウラン群落）や鷹島のスタジイ林が見られる。

ウ 動物

宮崎ノ鼻は岬地形であり、有田川に沿って通過する渡り鳥の中継地である。サシバ（県 RDB・準絶滅危惧）、ハチクマ（県 RDB・準絶滅危惧）の渡りが確認されているほか、遠海性の海鳥であるコグンカンドリの記録もある。

西広海岸は、県内最大級の前浜干潟であり、ムラサキガイやマテガイ、タケノコカワニナといった希少貝類を産し、また、メダイチドリ、アメリカウズラシギ等の干潟を渡り途中に利用する鳥類や遠海性海鳥・ヒメウの越冬が記録されている。

湯浅湾では、カンムリウミスズメ（国指定天然記念物、環境省レッドリスト 2019・絶滅危惧Ⅱ類）が記録されている。

(2) 利用の現況

本地域は、和歌山の朝日・夕陽 100 選に選ばれている栖原海岸、西広海岸、^{やびつ}矢櫃海岸等の風景鑑賞が人気で、観光客数も増加傾向である。

ア 本地域に関する市町別観光客推計は次のとおりである。

市町村名	観光客総数		うち宿泊客		うち日帰り客	
	人数	対前年比	人数	対前年比	人数	対前年比
有田市	301,554	99.83%	29,579	114.84%	271,975	98.44%
湯浅町	523,239	101.15%	52,208	108.16%	471,031	100.42%
広川町	185,604	112.28%	2,733	108.45%	182,871	112.34%
合計	1,010,397	102.61%	84,520	110.42%	925,877	101.95%

※観光客動態調査報告書（平成 30 年 和歌山県商工観光労働部観光局）から引用

イ 本地域に関する市町別観光客の目的別推計は次のとおりである。

市町村名 (単位：人)	海水浴 川泳ぎ	キャンプ	スポーツ ゴルフ ハイキング	釣り	花見	観光農園	温泉 休養
有田市	10,813	3,540	30,655	45,922	18,200	1,005	79,574
湯浅町	13,870	420	89,302	54,806	2,200	0	125,686
広川町	10,880	260	560	22,055	1,780	5,930	93,849
合計	35,563	4,220	120,517	122,783	22,180	6,935	299,109

市町村名 (続き)	祭	社寺参詣	風景 自然観賞	観光施設	その他	合計
有田市	60,000	18,553	19,440	12,852	1,000	301,554
湯浅町	74,600	27,260	19,710	115,385	0	523,239
広川町	4,170	6,990	1,105	31,973	6,052	185,604
合計	138,770	52,803	40,255	160,210	7,052	1,010,397

※観光客動態調査報告書（平成 30 年 和歌山県商工観光労働部観光局）から引用

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

合計 262ha (国有地 0ha、公有地 66ha、私有地 196ha)

イ 人口及び産業

(ア) 本地域に関する各市町の人口及び世帯数は次のとおりである。

和歌山県	人口 (単位:人)			平成22年からの 増減数 (総数)	世帯数 (単位:戸)	平成22年からの 増減数
	総数	男	女			
有田市	28,470	13,453	15,017	△2,122	10,576	△159
湯浅町	12,200	5,705	6,495	△1,010	4,755	△216
広川町	7,224	3,379	3,845	△490	2,503	7
合計	47,894	22,537	25,357	△3,622	17,834	△368

※平成27年国勢調査結果 (平成27年10月1日現在) から引用

(イ) 本地域に関する各市町の産業別人口は次のとおりである。

和歌山県	第1次産業		第2次産業		第3次産業		合計 (人数)
	人数	%	人数	%	人数	%	
有田市	1,978	15	3,719	29	7,323	56	13,020
湯浅町	902	16	1,304	23	3,491	61	5,697
広川町	832	25	759	23	1,710	52	3,301
合計	3,712	17	5,782	26	12,524	57	22,018

※平成27年国勢調査結果 (平成27年10月1日現在) から引用

ウ 権利権限関係

(ア) 鳥獣保護区

名称	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
広川西部鳥獣保護区	広川町	65	昭 60.10.29

3 公園区域

西有田県立自然公園の区域を次のとおりとする。

(表1：公園区域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	有田市 千田、野、宮崎町の各一部	136
	有田郡湯浅町 栖原、田の各一部	30
	有田郡広川町 唐尾、西広、山本、和田の各一部	96
	これらの地域の地先海面の一部	
合 計		262

西有田県立自然公園

公園計画書

令和●年●月●日

和歌山県

目次

1	基本方針	1
2	規制計画	2
(1)	保護規制計画及び関連事項	2
ア	特別地域	2
(ア)	第1種特別地域	3
(イ)	第2種特別地域	5
(ウ)	第3種特別地域	9
イ	関連事項	12
(ア)	採取等規制植物	12
ウ	面積内訳	13
3	事業計画	14
(1)	施設計画	14
ア	利用施設計画	14
(ア)	単独施設	14
(イ)	道路	15
a	歩道	15
4	参考事項	16
(1)	過去の経緯	16

1 基本方針

(1) 保護規制計画

景観、自然性及び利用の特性に応じ地種区分を決定する。

ア 第1種特別地域

優れた風致を維持する必要性が高く、現在の景観を極力保護することが必要な次の地域を第1種特別地域とする。

- ・海食崖、砂浜、島、森林等の優れた自然景観を有する地域。
- ・希少な野生動植物の生育・生息地となっている自然性の高い地域。

イ 第2種特別地域

良好な風致の維持を図るため、特に農林業活動については努めて調整を図ることが必要な次の地域を第2種特別地域とする。

- ・良好な地形、森林等、景観の保全上重要な地域。
- ・第1種特別地域に隣接する地域。
- ・主要な利用拠点及びその周辺の地域で、適正な利用の推進を図る地域。

ウ 第3種特別地域

次の地域のうち、良好な風致の維持を図ることが必要であるが、通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域を第3種特別地域とする。

- ・連続したまとまりのある森林地域。
- ・造林地等農林業活動が行われている地域。
- ・主要な利用拠点及びその周辺の地域で、適正な利用の推進を図る地域。

(2) 利用施設計画

ア 単独施設

現況の利用状況を踏まえ、当該公園の自然景観を採勝するための各種計画を適切に配置し、その拠点を計画として位置づける。また、当該地域において既に整備されていて、公園利用に資する施設を計画として位置づける。

イ 道路

歩道については、自然採勝等、当該地域の優れた自然風景や自然にふれあうためのものを計画として位置づける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	有田市 千田、野、宮崎町の各一部	136 〔 国 0 公 21 私 115 〕
	有田郡湯浅町 栖原、田の各一部	30 〔 国 0 公 0 私 30 〕
	有田郡広川町 唐尾、西広、山本、和田の各一部	96 〔 国 0 公 45 私 51 〕
合 計		262

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	有田市 宮崎町の一部	12 〔国 0〕 公 6 私 6〕
	有田郡広川町 唐尾、西広の各一部	22 〔国 0〕 公 22 私 0〕
合 計		34 〔国 0〕 公 28 私 6〕

(表3：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
宮崎ノ鼻	有田市 宮崎町の一部	有田川河口南から突出する岬である。崖地の植生は、トベラ、ウバメガシの自然林が分布している。崖地の尾根には、貴重な植物群落であるキキョウラン群落が見られ、その群落の大きさは県下最大の部類に入り、和歌山県レッドデータブック（2012年、以下「県RDB」という。）で貴重な植物群落に選定されている。また、歩道が整備されており、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	12 〔 国 0 公 6 私 6 〕
<small>たかしま</small> 鷹島	有田郡広川町 唐尾、西広の各一部	<small>なばえのはな</small> 名南風鼻の西に位置する島である。過去に人の利用が見られ、自然植生であるスタジイ林はわずかにしか分布していないが、本来の自然植生を残すものとして貴重であり、県RDBで貴重な植物群落に選定されている。また、島しよ景観としても優れている。これらのことから、現在の景観を極力保護することが必要な地域である。	22 〔 国 0 公 22 私 0 〕
合 計			34 〔 国 0 公 28 私 6 〕

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	有田市 千田、野、宮崎町の各一部	36 〔国 0〕 公 6 私 30〕
	有田郡湯浅町 栖原、田の各一部	23 〔国 0〕 公 0 私 23〕
	有田郡広川町 唐尾、西広、山本、和田の各一部	41 〔国 0〕 公 22 私 19〕
合 計		100 〔国 0〕 公 28 私 72〕

(表5：第2種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
矢櫃海岸 <small>やびつ</small>	有田市 宮崎町の一部	矢櫃地区から逢井地区の間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している。また、魚釣、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	15 〔 国 0 〕 〔 公 6 〕 〔 私 9 〕
高田海岸	有田市 千田、野、宮崎町の各一部	逢井地区から千田地区の間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。また、魚釣、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	19 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 19 〕
高田南一浮石	有田市 千田の一部 有田郡湯浅町 田の一部	千田地区から野井峠の間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。また、魚釣、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	3 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 3 〕
田浦海岸	有田郡湯浅町 田の一部	美しい砂浜海岸が見られることから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 1 〕
霧崎一あやめの浜	有田郡湯浅町 栖原、田の各一部	田地区からあやめの浜の間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。また、魚釣、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	14 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 14 〕

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
たたきざき 端崎	有田郡湯浅町 栖原の一部	起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。また、化石が多産する地でもある。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 1 〕
けなしじま 毛無島	有田郡湯浅町 栖原の一部	端崎の西に位置する島であり、優れた島しょ景観を有する島のひとつである。このことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	1 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 1 〕
かるもじま 苅藻島	有田郡湯浅町 栖原の一部	毛無島のさらに南西に位置する島しょ群であり、優れた島しょ景観を有する島のひとつである。このことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	5 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 5 〕
和田ー白木	有田郡広川町 山本、和田の各一部	和田地区から白木地区の間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	5 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 5 〕
めど海岸	有田郡広川町 山本の一部	白木地区から小浦地区までの間に位置する。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域である。また、魚釣、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	6 〔 国 0 〕 〔 公 0 〕 〔 私 6 〕

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
名南風鼻	有田郡広川町 西広の一部	名南風鼻と呼ばれる岬を中心とした地域である。起伏に富んだ海食崖とその上にウバメガシ林等の海岸特有の植生が見られ、良好な海岸景観を呈している地域であり、美しい砂浜海岸も見られる。また、魚釣、自然探勝の場として利用されている。これらのことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	26 〔 国 0 〕 公 22 私 4
西広海岸	有田郡広川町 西広の一部	美しい砂浜海岸が見られ、和歌山県の朝日・夕陽100選に選ばれている。このことから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	2 〔 国 0 〕 公 0 私 2
唐尾海岸	有田郡広川町 唐尾の一部	美しい砂浜海岸が見られることから、各種行為との調整を図りつつ、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	2 〔 国 0 〕 公 0 私 2
合 計			100 〔 国 0 〕 公 28 私 72

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
和歌山県	有田市 千田、野、宮崎町の各一部	88 〔国 0〕 公 10 私 78〕
	有田郡湯浅町 栖原、田の各一部	7 〔国 0〕 公 0 私 7〕
	有田郡広川町 西広、山本、和田の各一部	33 〔国 0〕 公 1 私 32〕
合 計		128 〔国 0〕 公 11 私 117〕

(表7：第3種特別地域内訳表)

名称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
矢櫃海岸	有田市 宮崎町の一部	矢櫃海岸の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	46 〔 国 0 公 1 私 45 〕
高田海岸	有田市 千田、野、宮崎町の各一部	高田海岸の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	42 〔 国 0 公 9 私 33 〕
霧崎－あやめの浜	有田郡湯浅町 栖原、田の各一部	霧崎－あやめの浜の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	7 〔 国 0 公 0 私 7 〕
和田－白木	有田郡広川町 山本、和田の一部	和田－白木の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	12 〔 国 0 公 0 私 12 〕
めど海岸	有田郡広川町 山本の一部	めど海岸の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	5 〔 国 0 公 0 私 5 〕
名南風鼻	有田郡広川町 西広の一部	名南風鼻の第2種特別地域の後背地にあたり、海岸景観を一体的に保全するため、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。	16 〔 国 0 公 1 私 15 〕

合 計	128
	〔 国 0 〕
	公 11
	私 117

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 8 : 採取等規制植物表)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
※検討中 (別途県民意見募集 (パブリックコメント) を実施予定)	

ウ 面積内訳

(表 9 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位 : 面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域									普通地域			合計		
		第 1 種			第 2 種			第 3 種								
地種区分		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
合計	土地所有別面積	0	28	6	0	28	72	0	11	117	0	0	0	0	67	195
	地種区分別 面積 (比率)	34 (13.0)			100 (38.2)			128 (48.8)								
	地域別 面積 (比率)	262 (100)									0 (0)			262 (100)		

(表 10 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

地域地区		特別地域				普通地域	合計
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計		
市町村名							
和歌山県	有田市	12	36	88	136	0	136
	有田郡湯浅町	0	23	7	30	0	30
	有田郡広川町	22	41	33	96	0	96
合計		34	100	128	262	0	262

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 11：単独施設表)

番号	種類	位 置	整備方針	告示年月日
1	園地	和歌山県有田市 (宮崎ノ鼻)	宮崎ノ鼻の自然探勝のための園地として整備する。	昭 47.5.2
8	園地	和歌山県有田郡広川町 (鷹島)	鷹島の自然探勝のための園地として整備する。	平 21.4.28

(イ) 道路

a 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 12 : 道路 (歩道) 表)

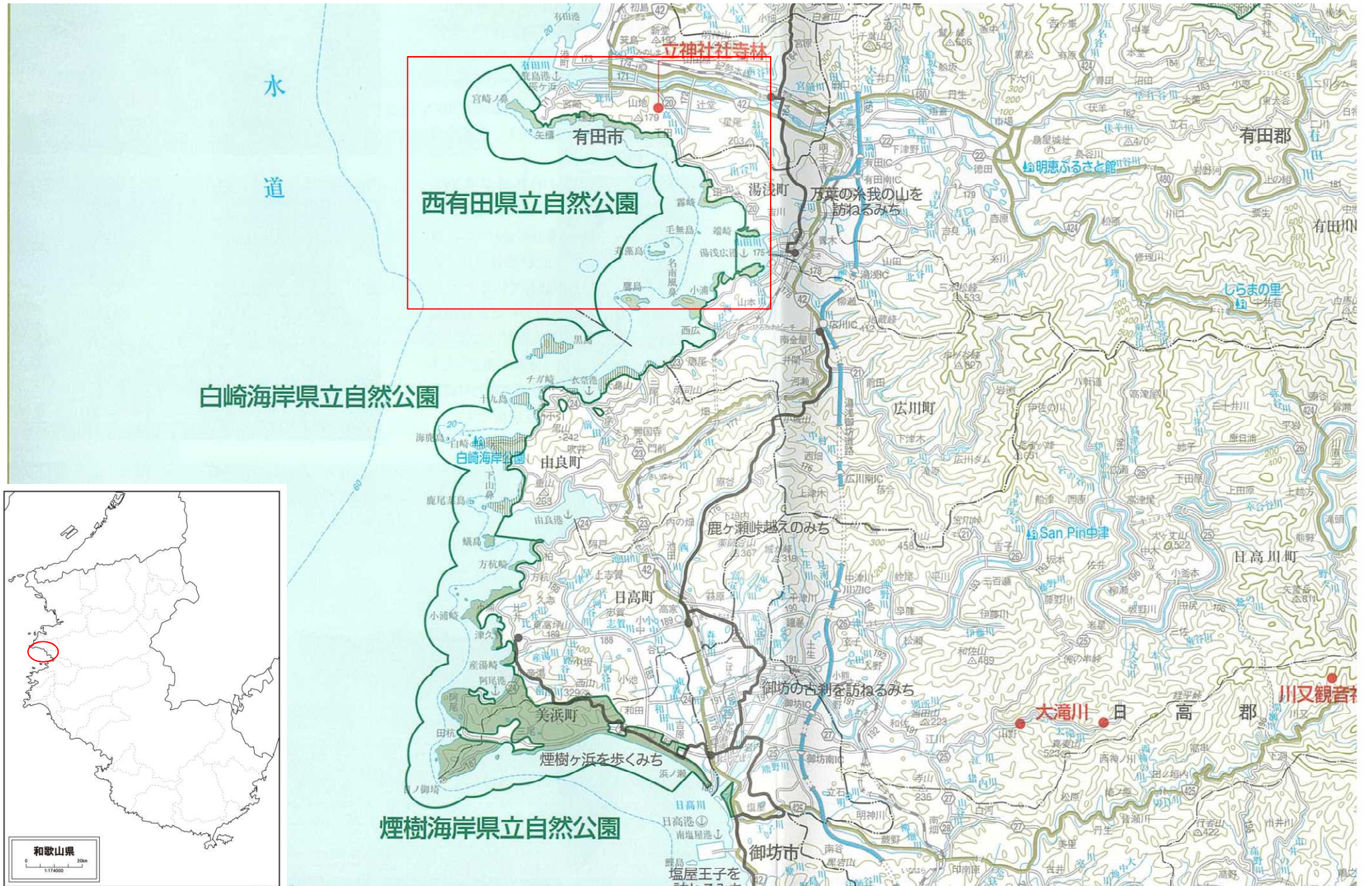
番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	宮崎ノ鼻	起点－和歌山県有田市 (女の浦・県立自然公園境界) 終点－和歌山県有田市 (宮崎ノ鼻)	宮崎ノ鼻	宮崎ノ鼻の自然探勝のための歩道として整備する。	昭 47.5.2

4 参考事項

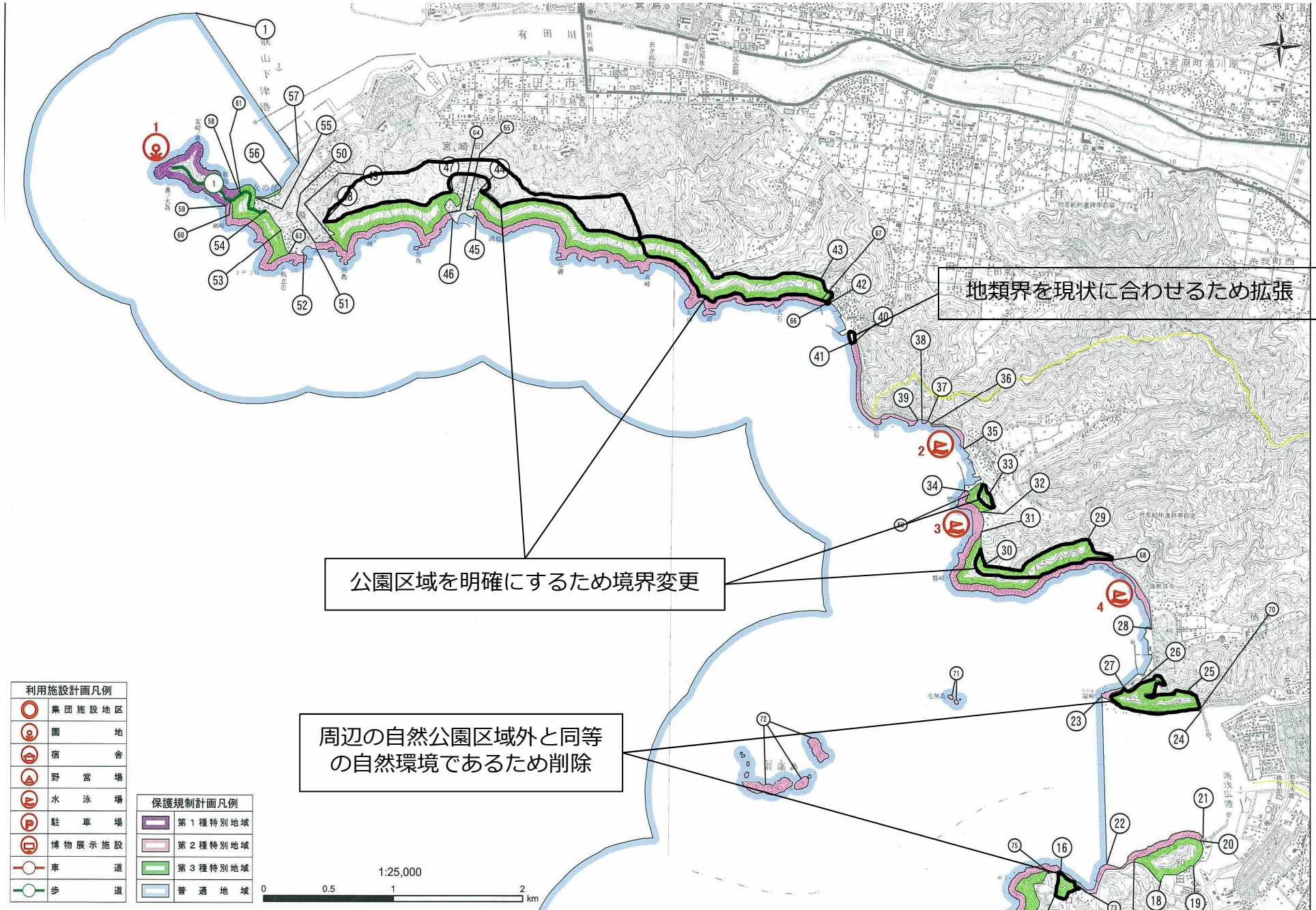
(1) 過去の経緯

昭和 31 年 11 月 1 日	公園区域の指定
昭和 41 年 11 月 17 日	公園区域の変更
昭和 47 年 5 月 2 日	公園区域の変更、特別地域の指定、公園計画の決定
平成 6 年 8 月 5 日	公園計画の変更
平成 8 年 5 月 7 日	公園区域、公園計画の全般的な見直し
平成 18 年 7 月 4 日	公園区域、公園計画の変更
平成 21 年 4 月 28 日	公園区域、公園計画の全般的な見直し

■西有田県立自然公園 公園区域変更図①



■ 西有田県立自然公園 公園区域変更図②



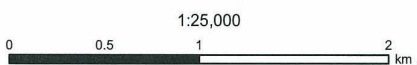
地類界を現状に合わせてため拡張

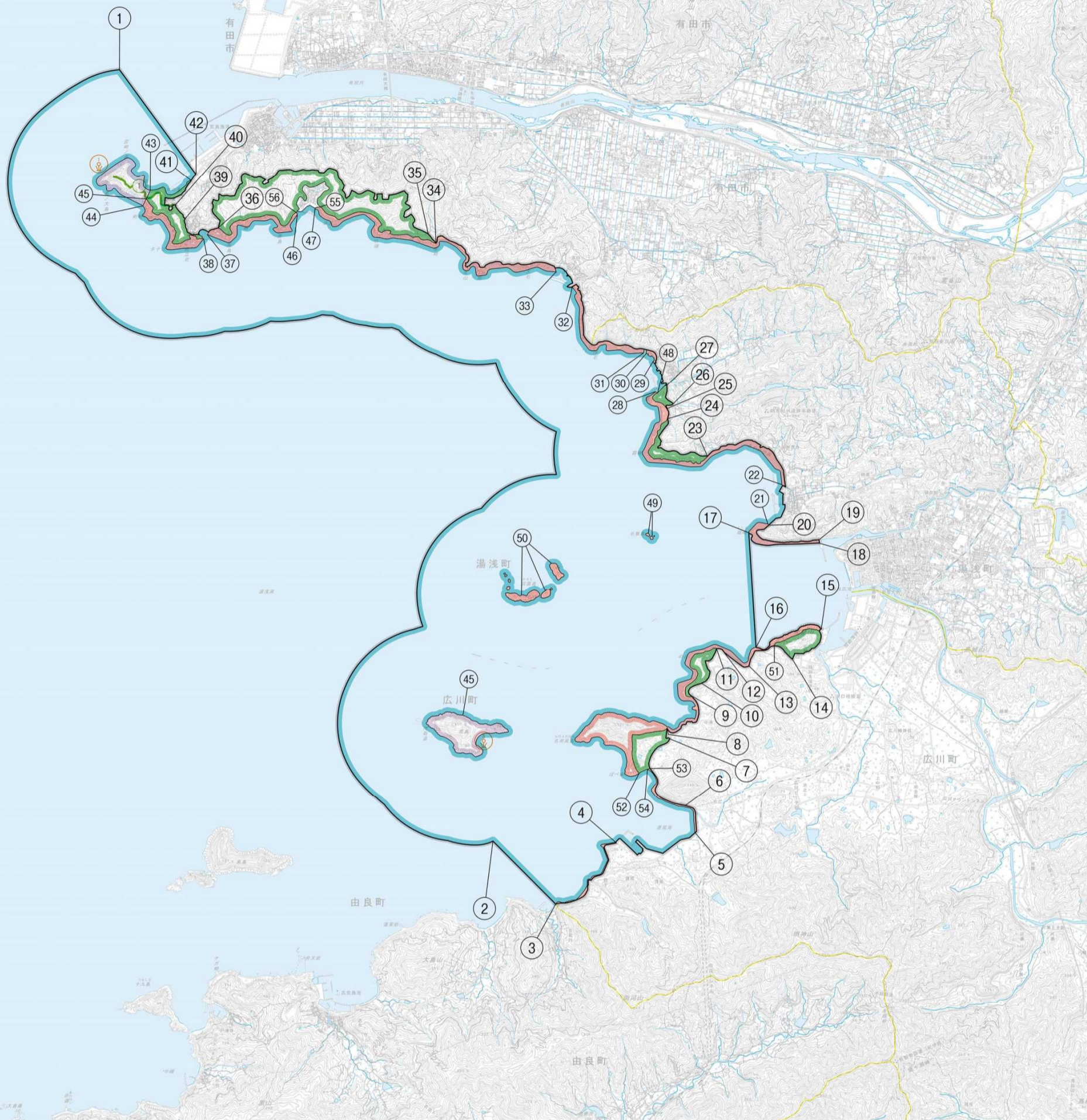
公園区域を明確にするため境界変更

周辺の自然公園区域外と同等の自然環境であるため削除

利用施設計画凡例	
	集団施設地区
	園地
	宿舎
	野営場
	水泳場
	駐車場
	博物展示施設
	車道
	歩道

保護規制計画凡例	
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域





利用施設計画凡例

	園地
	歩道

保護規制計画凡例

	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

1 : 25,000

公園区域		第1種特別地域		第2種特別地域		第3種特別地域		
1-2	本土陸域汀線から1km線界	22-23	地類界(岩礁及び浜とその他)	宮崎ノ鼻	21-18	汀線界	毛無島	
2-3	見透線界(3から真方位315°の直線と本土陸域汀線から1km線界の交点(2)と、町界と本土陸域汀線の交点(3))	23-24	地類界(山林とその他)	43-44	汀線界	49-49	汀線界	
3-4	工作物(除)界	24-25	工作物(除)界	44-43	沢界	50-50	汀線界	
4-5	汀線界	25-26	地類界(山林とその他)	45-45	汀線界	15-51	地類界(岩礁とその他)	
5-6	地類界(浜とその他)	26-27	稜線界	鷹島	16-52	汀線界		
6-7	道路敷(除)界	27-28	地類界(山林と工作物)	44-38	汀線界	52-8	稜線界	
7-8	地類界(山林とその他)	28-29	汀線界	38-45	地類界(岩礁及び浜とその他)	9-11	地類界(岩礁及び浜と山林)	
8-9	工作物(除)界	29-30	工作物(除)界	46-36	地類界(岩礁とその他)	53-54	工作物(除)界	
9-10	地類界(山林と耕地)	30-31	汀線界	高田海岸	6-5	汀線界		
10-11	稜線界	31-32	工作物(除)界	47-33	汀線界	4-3	汀線界	
11-12	地類界(岩礁とその他)	32-33	汀線界	34-47	地類界(岩礁及び浜とその他)	第3種特別地域		
12-13	堤防(除)界	33-34	地類界(岩礁及び浜とその他)	高田南一浮石	32-31	汀線界	矢櫃海岸	
13-14	道路敷(除)界	34-35	稜線界	霧崎一あやめの浜	30-29	汀線界	55-56	地類界(山林と工作物)
14-15	地類界(山林とその他)	35-36	地類界(山林とその他)	28-22	汀線界	54-52	汀線界	
15-16	汀線界	36-37	地類界(岩礁とその他)	23-24	地類界(岩礁と山林)			
16-17	湯浅広港港湾区域界	37-38	汀線界	25-48	地類界(岩礁及び浜と山林)			
17-18	汀線界	38-39	地類界(山林とその他)	端崎				
18-19	工作物(除)界	39-40	沢界					
19-20	道路敷(除)界	40-41	地類界(山林及び浜とその他)					
20-21	工作物(除)界	41-42	汀線界					
21-22	汀線界	42-1	見透線界(箕島漁港漁港区域と本土陸域汀線の交点(42)と、箕島漁港漁港区域の延長線と本土陸域汀線から1km線界の交点(1))					

※汀線は東京湾中等潮位とする。